

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、下記のとおり指定管理者監査を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和元年 6 月 21 日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査の対象

本合海児童センターの平成 30 年度の施設管理に係る事務の執行について

2. 監査の期間

令和元年 5 月 21 日から令和元年 6 月 12 日まで

3. 監査の方法

監査対象課等に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

4. 監査の結果

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認したところ、計数的に正確であると認めた。また、業務の執行についても概ね妥当であった。